議第７４号

職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

本市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）９月５日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

（職員退職手当支給条例の一部改正）

第１条　新潟県柏崎市職員退職手当支給条例（昭和２９年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「地方公務員法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第２項中「含む。」の次に「第１０条第２項において「勤務日数」という。」を、「１８日」の次に「（１月間の日数（新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第３１号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が２０日に満たない日数の場合にあっては、１８日から２０日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第１０条第２項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第４条第１項中「第２８条の２第１項」を「第２８条の６第１項」に、「第２８条の３第１項」を「第２８条の７第１項」に改める。

第５条第１項中「第２８条の２第１項」を「第２８条の６第１項」に、「第２８条の３第１項」を「第２８条の７第１項」に改

め、同条第２項中「（前項」を「（同項」に改める。

第５条の３中「１０年」を「１５年」に改める。

第６条の４第１項中「除く。以下」を「除く。第７条第４項において」に改め、「額（以下」の次に「この項及び第５項において」を加える。

第１０条第２項中「職員について定められる勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第４項中「職員が、」を「職員が」に、「期間」とする」を「期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が３０日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が４年から第１項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第１項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第１１項第５号中「第４条第８項」を「第４条第９項」に改める。

第１３条第１項第１号及び第５項第２号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第１４条の見出し及び同条第１項第１号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第２号及び第３号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１５条第１項中「にあっては」を「には」に改め、同項第１号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第２号及び第３号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第１７条第１項中「含む。以下この条」を「含む。以下この項から第６項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第２項及び第３項中「にあっては」を「には」に改め、同条第４項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第５項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第５項の前の見出しを削り、同項から第９項までを次のように改める。

５から９まで　削除

附則第１０項を次のように改める。

１０　削除

附則第１１項の前の見出しを削り、同項及び第１２項を次のように改める。

１１及び１２　削除

附則第１３項の前の見出しを削り、同項及び第１４項を次のように改める。

１３及び１４　削除

附則第１５項の前の見出しを削り、同項から第１７項までを次のように改める。

１５から１７まで　削除

附則第１８項中「新潟県柏崎市職員の定年等に関する条例」の次に「（昭和５９年条例第９号）」を加える。

附則第１９項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和５９年法律第６９号）附則第１２条第１項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和５９年法律第８５号）附則第４条第１項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）」に改める。

附則第２０項中「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「（昭和５９年法律第７１号）」を、「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「（昭和５９年法律第８７号）」を、「国家公務員等退職手当法」の次に「（昭和２８年法律第１８２号）」を加える。

附則第２１項中「職員で旧日本国有鉄道」を「職員で日本国有鉄道改革法（昭和６１年法律第８７号）附則第２項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和２３年法律第２５６号）第１条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」と

いう。）」に改める。

附則第２３項中「第５条の３まで」の次に「及び附則第３１項から第３４項まで」を加える。

附則第２４項中「第５条の２」の次に「及び附則第３４項」を加える。

附則第２５項中「第５条」の次に「又は附則第３２項」を加える。

附則第３０項中「平成３４年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に改め、附則に次の４項を加える。

３１　当分の間、第４条第１項の規定は、１１年以上２５年未満の期間勤続した者であって、６０歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第３１項」とする。

３２　当分の間、第５条第１項の規定は、２５年以上の期間勤続した者であって、６０歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第３２項」とする。

３３　前２項の規定は、新潟県柏崎市職員の定年等に関する条例第３条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

３４　新潟県柏崎市職員の給与に関する条例附則第２０項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

（職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　新潟県柏崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和４８年条例第３６号）の一部を次のように改正する。

附則第５項中「適用日以後に新条例」を「適用日以後に新潟県柏

崎市職員退職手当支給条例」に改め、「第５条まで」の次に「又は附則第３１項若しくは第３２項」を加え、「新条例第３条から第５条の３まで」を「同条例第３条から第５条の３まで及び附則第３１項から第３４項まで」に改める。

附則第６項中「適用日以後に新条例」を「適用日以後に新潟県柏崎市職員退職手当支給条例」に、「新条例第５条の２」を「同条例第５条の２及び附則第３４項」に改める。

附則第７項中「新条例」を「新潟県柏崎市職員退職手当支給条例」に改め、「第５条」の次に「又は附則第３２項」を加える。

（職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　新潟県柏崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成１８年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

附則第２条第１項中「新条例第２条の４から第５条の３まで」を「新潟県柏崎市職員退職手当支給条例第２条の４から第５条の３まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　新潟県柏崎市職員退職手当支給条例第１０条第４項及び附則第３０項の改正規定並びに附則第４条の規定　公布の日

⑵　同条例第２条第２項並びに第１０条第２項及び第１１項の改正規定並びに附則第３条の規定　令和４年１０月１日

（経過措置）

第２条　暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の新潟県柏崎市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第２条第１項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」

という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

第３条　新条例第２条第２項及び第１０条第２項の規定は、令和４年１０月１日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

第４条　新条例第１０条第４項の規定は、附則第１条第１号に掲げる施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

参考資料

新潟県柏崎市職員退職手当支給条例（昭和２９年３月３１日条例第７号）

改正後	改正前
（退職手当の支給） **第２条**　この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。	（退職手当の支給） **第２条**　この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。
２　職員以外の者のうち、職員について、定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第10条第２項において「勤務日数」という。）が18日（１月間の日数（新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第２項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第４条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第５条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の２第１項第１号に掲げる職員については、この限りでない。	２　職員以外の者のうち、職員について、定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第４条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第５条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の２第１項第１号に掲げる職員については、この限りでない。
（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額） **第４条**　11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法第28条の６第１項の規定により退職した者（同法第28条の７第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者で任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）にその者の勤続期間を次の各号に区分し	（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額） **第４条**　11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法第28条の２第１項の規定により退職した者（同法第28条の３第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者で任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）にその者の勤続期間を次の各号に区分し

改正後	改正前
て、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 （１）～（３）　（略） ２　（略） （整理退職等の場合の退職手当の基本額） **第５条**　職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の６第１項の規定により退職した者（同法第28条の７第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 （１）～（４）　（略） ２　前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。 （定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例） **第５条の３**　第５条第１項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達する日から６月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第１項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （略） （退職手当の調整額） **第６条の４**　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第５条	て、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 （１）～（３）　（略） ２　（略） （整理退職等の場合の退職手当の基本額） **第５条**　職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の２第１項の規定により退職した者（同法第28条の３第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 （１）～（４）　（略） ２　前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。 （定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例） **第５条の３**　第５条第１項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達する日から６月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第１項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 （略） （退職手当の調整額） **第６条の４**　退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第５条

改正後	改正前
の２第２項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第６条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第７条第４項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第５項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第１順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。 ２～５　（略） （失業者の退職手当） **第10条**　（略） ２　前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が１月以上あるもの（季節的業務に４か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に４か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であった者（以下この項において「職員等」という。）であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。	の２第２項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第６条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第１順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。 ２～５　（略） （失業者の退職手当） **第10条**　（略） ２　前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められる勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が１月以上あるもの（季節的業務に４か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に４か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であった者（以下この項において「職員等」という。）であったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期

改正後	改正前
	間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。
３　（略）	３　（略）
４　第１項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第１項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（１年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第４項において読み替えられた第１項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が４年から第１項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第１項及び本項の規定による期間に算入しない。	４　第１項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第１項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（１年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第４項において読み替えられた第１項に規定する支給期間」とする。
５～10　（略）	５～10　（略）
11　第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。	11　第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。
（１）～（４）　（略）	（１）～（４）　（略）
（５）　公共職業安定所、職業安定法第４条第９項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の２に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第１項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者　同条第２項に規定する移転費の額に相当する金額	（５）　公共職業安定所、職業安定法第４条第８項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の２に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第１項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者　同条第２項に規定する移転費の額に相当する金額
（６）　（略）	（６）　（略）
12～17　（略）	12～17　（略）

改正後	改正前
（退職手当の支払の差止め） **第13条**　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （１）　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （２）　（略） ２～４　（略） ５　第１項又は第２項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （１）　（略） （２）　当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から６月を経過した場合 （３）　（略） ６～10　（略） （退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） **第14条**　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当	（退職手当の支払の差止め） **第13条**　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （１）　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （２）　（略） ２～４　（略） ５　第１項又は第２項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 （１）　（略） （２）　当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から６月を経過した場合 （３）　（略） ６～10　（略） （退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） **第14条**　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当

改正後	改正前
管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 （１）　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。 （２）　当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第３項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。 （３）　当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 ２～６　（略） （退職をした者の退職手当の返納） **第15条**　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第３項、第６項又は第８項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 （１）　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。	管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 （１）　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。 （２）　当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第３項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。 （３）　当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 ２～６　（略） （退職をした者の退職手当の返納） **第15条**　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第３項、第６項又は第８項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 （１）　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

改正後	改正前
（２）　当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。	（２）　当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
（３）　当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。	（３）　当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
２～６　（略）	２～６　（略）
（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）	（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）
第17条　退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から６月以内に第15条第１項又は前条第１項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第５項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第６項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から６月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から６月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	**第17条**　退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から６月以内に第15条第１項又は前条第１項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第５項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から６月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から６月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
２　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に第15条第５項又は前条第３項において準用する行政手続条例第15条第１項の規定による通知を受けた場合において、第15条第１項又は前条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第５項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと	２　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に第15条第５項又は前条第３項において準用する行政手続条例第15条第１項の規定による通知を受けた場合において、第15条第１項又は前条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第５項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと

改正後	改正前
認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
3　退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第５項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第１項第１号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	3　退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第５項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第１項第１号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
4　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	4　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
5　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部	5　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる

改正後	改正前
に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 ６～８　（略） 附　則 １～４　（略） ５から９まで　削除	処分を行うことができる。 ６～８　（略） 附　則 １～４　（略） （特殊の期間を有する者の勤続期間計算の特例） ５　昭和28年７月31日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間の３分の２の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。 （１）　先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勧しょうを受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第１項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第２項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第１条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）若しくは日本電信電話株式会社法（昭和59年法律第85号）附則第４条第１項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の事業と同種の事業を行っていたもので、施行令附則第３項第３号の規定により総務大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の３分の２の期間 （２）　先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勧しょうを受け、引き続いて旧国民医療法（昭和17年法律第70号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という。）の職員（以下「医療団職員」という。）となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び職員となったものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の３分の２の期間 （３）　先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勧しょうを受け、引き続いて日本赤十字社の救護員（以下「救護員」という。）となるため退職し救護

改正後	改正前
	員として旧日本赤十字社令（明治43年勅令第228号）の規定に基づき戦地勤務（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）附則第41条の２第１項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。）に服し、かつ、救護員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の３分の２の期間 （４）　先に職員として在職した者であってア又はイに該当するもののア又はイに掲げる期間 ア　任命権者の承認又は勧しょうを受け、引き続いて外国にあった特殊機関の職員で施行令附則第３項第６号の規定により総務大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となった者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の３分の２の期間 イ　任命権者の承認又は勧しょうを受け、引き続いて外国政府の職員となるため退職し当該外国政府の当該業務の外国にあった特殊機関への引継ぎとともに、引き続いて外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となった者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の３分の２の期間 ６　昭和28年７月31日に現に在職していた職員のうち、次の各号の一に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。 （１）　先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勧しょうを受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勧しょうを受けた他の任命権者に属する職員となったもの （２）　先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勧しょうを受け、引き続いて在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、かつ、その研究又は留学を終えた後に引き続いて再び職員となったもの ７　昭和20年８月15日に現に次の各号の一に掲げる者であったものが、当該各号に掲げる日から昭和28年７月31日までの間に他に就職することなく職員となった場合においては、当該各号に掲げる者であった期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。 （１）　外地官署所属職員　外地官署所属職員の身分に関する件（昭和21年勅令第287号）の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日

改正後	改正前
	（２）　外国政府職員等　外国特殊機関職員又は在外研究員等昭和20年８月16日 （３）　救護員で戦地勤務に服したことのある者又は軍人軍属、その身分を失った日 ８　昭和20年８月15日以前において軍人軍属の身分を失った者が、その身分を失った日以後120日以内に他に就職することなく職員となった場合においては、軍人軍属としての在職期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。 ９　先に職員として在職した者であって、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令（昭和21年勅令第109号）第１条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和22年勅令第１号）第３条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で施行令附則第６項の規定に基づく総務省令で定めるものによりその者の意志によらないで退職させられたもの（先に職員として在職し、終戦に伴い昭和20年８月15日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意志によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日（その禁ぜられた日前に再び職員となった者については、その再び職員となった日）の前日までの間に他に就職しなかったものを含む。）が、その退職の後、法令の規定又は特別の手続によりこれらの措置が解除された日（これらの措置により就職が制限されなかった職員となった場合にあっては、当該退職の日）から昭和28年７月31日までの間に再び職員となった場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から120日を経過した日以後に再び職員となった場合において、当該経過した日から再び職員となった日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。
10　削除	（退職手当に相当する給与の支給を受けている場合の取扱い） 10　職員が退職（附則第16項の特殊退職を除く。）によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（昭和21年６月30日以前に当該給与の支給を受けている場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（１未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての在職期間には、含まないものとする。
11及び12　削除	（職員以外の地方公務員等であった者の取扱い） 11　昭和45年３月31日に現に在職していた職員であって、職員以外の地方公務員等（もとの外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに勤務していた公務員を含む。以下この項及び次項において同じ。）から引き続いて職員となった者及び同年同月同日に現

改正後	改正前
13及び14　削除	に在職していた職員以外の地方公務員等であって同年４月１日以後に引き続いて職員となった者の同年３月31日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、附則第５項から前項までの規定を準用するほか、第７条第５項及び第６項、第７項の３並びに条例第36号附則第９項及び附則第15項の規定の例による。この場合において、第７条第５項ただし書中「退職により」とあるのは「退職（条例第36号による改正前の第７条の４第１項の退職、附則第16項の特殊退職及び附則第17項に規定する職員又は職員以外の公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。 12　前項の場合において、先に職員として在職した者であって昭和45年３月31日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となった者については、第19条第２項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となったものとみなして同項の規定を適用する。 （外地官署所属職員等であった者の勤続期間計算の特例） 13　昭和20年８月15日に現に附則第７項各号に掲げる者（救護員で戦地勤務に服したことのある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。）であった者で同年同月同日において本邦外にあったもののうち、昭和28年８月１日以後においてその本邦に帰還した日から３年（特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が市長と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。）以内に再び職員となった者又は同年８月１日以後においてその本邦に帰還した日から３年以内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて再び職員となった者については、外地官署所属職員等であった期間は、その者の同年８月１日以後において最初に開始する職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあっては当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。 14　前項に規定する者の昭和28年７月31日（同年８月１日以後に附則第７項第１号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日）以前に

改正後	改正前
15から17まで　削除	おける勤続期間の計算については、前項の規定に該当する者を除き、附則第５項及び第６項（これらの規定を附則第11項において準用する場合を含む。）並びに附則第10項の規定を準用するほか、第７条第５項及び第６項並びに第７条の３の規定の例による。この場合において第７条第５項ただし書中「退職により」とあるのは「退職（附則第16項の特殊退職及び附則第17項に規定する職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。 （特殊退職をした者に対する退職手当の額の計算の特例） 15　昭和28年７月31日に現に在職していた職員、同年同月同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同年同月同日後に引き続いて職員となった者又は附則第13項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職し、かつ、再び職員となり、又は職員以外の地方公務員等となったことがある者が退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第２条の４から第５条の３まで、第６条から第６条の５まで、条例第36号による改正前の第７条の４第２項及び附則第17項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に第１号に掲げる割合から第２号に掲げる割合（附則第17項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第17項において例による附則第15項第２号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。 （１）　その者が第２条の４から第５条の３まで及び第６条から第６条の５まで、新潟県柏崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年条例第32号）附則第３項並びに条例第36号附則第５項から附則第８項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合 （２）　その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となった勤続期間（昭和21年６月30日以前に当該給与の支給を受けている場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（１未満の端数を生じたときはその端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当（附則第９項の規

改正後	改正前
	定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第４条（25年以上勤続して退職した者のうち勤務所の移転により退職した者であって任命権者が市長と協議して定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）又は第５条の規定による退職手当に係る退職（以下次項において「整理退職」という。）に該当する特殊退職をした者については、第４条第１項の規定による退職手当）の支給を受けたものとした場合における当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特殊退職を２回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合） 16　前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第１号から第３号までの退職手当にあっては、整理退職に該当する退職を除く。 （１）　職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。）の退職 （２）　職員又は職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員又は職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は当該職員以外の地方公務員等となる場合（前号に該当する場合を含む。）の退職 （３）　附則第５項各号又は附則第６項各号（これらの規定を附則第11項及び附則第14項において準用する場合を含む。）の退職 （４）　附則第９項（附則第11項において準用する場合を含む。）の退職 （５）　外地官公署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失 17　職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となった者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第４条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第５条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第２条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職したことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を２回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。）中において、昭和38年３月31日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職及び特殊退職に該当する退職を除く。）

改正後	改正前
	をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員又は職員以外の地方公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当については、附則第15項の規定の例による。この場合において、第７条第５項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは「退職（条例第36号による改正前の第７条の４第１項の退職、附則第16項の特殊退職及び附則第17項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。
（定年により退職した者に対する経過措置） 18　地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第３条の規定により退職した者及び新潟県柏崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第９号）附則第２項において準用する同条例第４条の規定により引き続き勤務した後退職した者に対する退職手当の額は、定年に達したことにより退職した者に対する退職手当の額の計算の例による。	（定年により退職した者に対する経過措置） 18　地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第３条の規定により退職した者及び新潟県柏崎市職員の定年等に関する条例附則第２項において準用する同条例第４条の規定により引き続き勤務した後退職した者に対する退職手当の額は、定年に達したことにより退職した者に対する退職手当の額の計算の例による。
19　昭和60年４月１日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第１項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第４条第１項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。	19　昭和60年４月１日に現に在職する職員で旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
20　昭和60年３月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第４条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第５条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第２条第２項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年４月１日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職	20　昭和60年３月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第４条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第５条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第２条第２項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年４月１日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本た

改正後	改正前
期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。	ばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
21　昭和62年４月１日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第２項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第１条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）の職員として在職した後引き続いて職員となったものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。	21　昭和62年４月１日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道の職員として在職した後引き続いて職員となったものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
22　（略）	22　（略）
23　当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（新潟県柏崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第36号。以下「条例第36号」という。）附則第５項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第３条から第５条の３まで及び附則第31項から第34項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第６条の５第１項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第23項」とする。	23　当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（新潟県柏崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第36号。以下「条例第36号」という。）附則第５項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第３条から第５条の３までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第６条の５第１項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第23項」とする。
24　当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第36号附則第６項の規定に該当する者を除く。）で第３条第１項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第５条の２及び附則第34項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。	24　当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第36号附則第６項の規定に該当する者を除く。）で第３条第１項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第５条の２の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
25　当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第36号附則第７項の規定に該当する者を除く。）で第５条又は附則第32項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第23項の規定の例により計算して得られる額とする。	25　当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第36号附則第７項の規定に該当する者を除く。）で第５条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第23項の規定の例により計算して得られる額とする。
26～29　（略）	26～29　（略）
（失業者の退職手当に関する暫定措置）	（失業者の退職手当に関する暫定措置）
30　令和７年３月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第５条」と、同項第２号中「イ　雇用保険法第22条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であ	30　平成34年３月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第５条」と、同項第２号中「イ　雇用保険法第22条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であ

改正後	改正前
ると認めたもの」とあるのは 「イ　雇用保険法第22条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ　特定退職者であって、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。 31　当分の間、第４条第１項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第31項」とする。 32　当分の間、第５条第１項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第32項」とする。 33　前２項の規定は、新潟県柏崎市職員の定年等に関する条例第３条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。 34　新潟県柏崎市職員の給与に関する条例附則第20項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。	ると認めたもの」とあるのは 「イ　雇用保険法第22条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ　特定退職者であって、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。

新潟県柏崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和４８年１０月１日条例第３６号）

改正後	改正前
附　則 ５　適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第７条の４第１項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となっ	附　則 ５　適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第７条の４第１項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となっ

改正後	改正前
た者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第７項において同じ。）のうち、適用日以後に新潟県柏崎市職員退職手当支給条例第３条から第５条まで又は附則第31項若しくは第32項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第３条から第５条の３まで及び附則第31項から第34項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。	た者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第７項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第３条から第５条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第３条から第５条の３までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。
６　適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新潟県柏崎市退職手当支給条例第３条第１項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第５条の２及び附則第34項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。	６　適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第３条第１項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第５条の２の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
７　適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新潟県柏崎市退職手当支給条例第５条又は附則第32項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第５項の規定の例により計算して得られる額とする。	７　適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第５条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第５項の規定の例により計算して得られる額とする。

新潟県柏崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成１８年３月２３日条例第３３号）

改正後	改正前
附　則	附　則
第２条　職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の新潟県柏崎市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の新潟県柏崎市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第３条から第６条まで及び附則第23項から第25項まで、附則第７条の規定による改正前の新潟県柏崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年条例第30号。以下この条及び次条において「条例第30号」という。）附則第３項の規定、附則第８条の規定による改正前の新潟県柏崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第36号。以下この条及び次条において「条例第36号」という。）附則第５項から第８項まで並びに附則第９条の規定による改正前の新潟県柏崎市職員退職手当支給条例の	第２条　職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の新潟県柏崎市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の新潟県柏崎市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第３条から第６条まで及び附則第23項から第25項まで、附則第７条の規定による改正前の新潟県柏崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和37年条例第30号。以下この条及び次条において「条例第30号」という。）附則第３項の規定、附則第８条の規定による改正前の新潟県柏崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第36号。以下この条及び次条において「条例第36号」という。）附則第５項から第８項まで並びに附則第９条の規定による改正前の新潟県柏崎市職員退職手当支給条例の

改正後	改正前
一部を改正する条例（平成15年条例第34号。以下この条及び次条において「条例第34号」という。）附則第４項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第５条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第23項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新潟県柏崎市退職手当支給条例第２条の４から第５条の３まで及び第６条から第６条の５まで並びに附則第23項から第25項まで、附則第４条、附則第５条、附則第７条の規定による改正後の条例第30号附則第３項、条例第36号附則第５項から第８項まで並びに条例第34号附則第４項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 ２　（略）	一部を改正する条例（平成15年条例第34号。以下この条及び次条において「条例第34号」という。）附則第４項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第５条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第23項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第２条の４から第５条の３まで及び第６条から第６条の５まで並びに附則第23項から第25項まで、附則第４条、附則第５条、附則第７条の規定による改正後の条例第30号附則第３項、条例第36号附則第５項から第８項まで並びに条例第34号附則第４項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 ２　（略）